

井荻小学校 いじめ防止基本方針

平成 29 年 9 月 1 日作成

令和 8 年 4 月 1 日改訂

井荻小学校 いじめ対策委員会

「いじめは、どの学校でも、どの学年・学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止のための基本方針」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を示す。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決させる。
- いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深める。

1 「いじめ」とは（『いじめ防止対策推進法第 2 条法第 2 条』より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学校・学年・学級のルールやスタンダードを守る規範意識を醸成する。
- ・わかる授業やもっと知りたくなる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対して意欲的に取り組むことを通して達成感・成就感を育む。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であることや、「命の大切さ」について、道徳の時間や学校生活を中心に、教育活動全体を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導を行う。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導し、いじめ問題についての理解を深める。
- ・児童一人一人の変化に気付けるように、人権尊重の理念に基づき、偏見や差別解消を図り、全教職員の鋭敏な感覚を醸成する。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深めることで、教職員の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める協働の意識をもつ。
- ・いじめに関するアンケート調査（オンラインゲーム、SNS、LINE なども含む）を年 3 回実施（6 月、11 月、2 月）し、児童同士の関わりの様子や状況の変化などを把握し、教員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、学校運営協議会、保護者会、面談等で伝えて、理解と協力をお願いする。

裏面へ続きます

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見に向けて・・・「変化に気付く」

- ・「基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」（令和8年4月改訂 杉並区教育委員会）を活用し、早期発見・早期対応を行い、完全解決に向けて組織的に各関係機関と連携した取り組みを行う。
- ・児童の様子について、担任はもとより、多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。毎週金曜日に一週間を振り返り、生活指導に関する報告・情報共有のための会を行う。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師が積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・6月、11月、2月の「ふれあい月間」の期間に実施するアンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。アンケート用紙は実施後、原則3年間（いじめに該当するものは5年間）保存とする。

(2) 相談ができる・・・「誰にでも」

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを継続的に行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに校内で情報を共有する。

(3) 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があったいじめについて、事実関係の全容を早期に把握する。その際、いじめを受けた側・した側といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめられた児童の心のケアを重視し、見守りを継続する。
- ・いじめがどれだけ相手を傷つけ苦しめているか気付かせることや、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学級・学校での指導、家庭での対応の仕方について、連携し合っていく。
- ・「いじめ」が解決したと判断した後でも、関係する児童を3か月以上見守る。

4 校内体制について

- ・校務分掌内に「学校いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラーを基本とし、必要に応じて関係する教員を加える。いじめの事実や環境の把握に基付き、必要に応じて適宜委員会を招集する。緊急性がなくても、いじめにつながりそうな事案が起こっていないかどうか情報共有を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議し、組織的に対応を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共通理解するようにする。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の杉並区教育委員会への報告、重大事態（※）発生時の対応等については、法に則して、杉並区教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応していく。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願う。

※「重大事態」とは、いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当な期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のことをいう。